

民事裁判問題ニュース

民事裁判手続に関する委員会

No.25 / 2016.8.1

主な内容

- ・2015年度後半の活動状況の概要報告
- ・ライブ実務研修の準備状況
- ・最高裁民事局との協議(フリートーキング)

2015年度後半の活動状況の概要報告

委員長
阿多 博文

当委員会では、委員会ニュースに本号及び2017年2月号の計2回、記事掲載の機会を得ていますので、本号では前年度(2015年度)後半の活動概要を報告します。

①法制度についての調査・研究、改正提言の策定関連では、前年度は裏方が多く、①法制審議会民法(相続関係)部会パックアップ会議、②民事司法改革推進本部内に設置された民事執行手続に関する研究会パックアップ会議等へ複数委員を派遣し、各派遣委員からは全体会議開催の都度報告を受けるほか、知財紛争処理システム検討委員会における議論状況について日弁連知的財産センターと意見交換を行うなど、各改正事項の中で民事裁判手続に関連するテーマについて理論的検討を行ってきました。

②最高裁判所との協議対応関連では、意見交換の

状況は戸副委員長からの報告に譲りますが、協議テーマ選択に係るトピックに関しては、最高裁判所側が提出するテーマから、その時機の最高裁判所の関心事項を伺い知ることができます。最高裁判所の近時の関心は、最高裁判所ホームページに掲載される最高裁長官による「新年のことば」や全国高裁長官・地裁所長会同での「挨拶」に現れており、2016年1月1日の「新年のことば」では、合議体による審理の充実、部の機能の活性化、争点中心型審理の在り方、審理の運営改善が、同年6月23日の高裁長官・地裁所長会同の「挨拶」では、裁判所内外での意見交換の機会の増加が採り上げられ、争点整理手続については、より丁寧に、裁判官による適切な訴訟指揮の下、当事者や代理人との間で十分に議論が行われ、できる限り早期に争点に対する認識

を共有していくことが当事者の納得性の上で重要であることが指摘されていました。当委員会との協議では、これら最高裁判所の関心事項が先行又は並行してテーマに採り上げられ意見交換をしています。

③当委員会では、例年ライブ実務研修を実施しており、前年度は2016年3月16日に東京地方裁判所から佐久間健吉部総括判事を迎え、「争点整理」をテーマとする研修を実施しました。今年度のテーマは永島副委員長からの報告をご覧ください。

④最後に、民事執行手続に関する研究会について報告します。研究者や実務家を交えて8回(2015年10月～2016年6月)にわたる議論の成果が「研究会報告」として(一社)金融財政事情研究会のホームページに掲載されていますので、ご一読ください。

ライブ実務研修の準備状況

副委員長
永島 賢也

当委員会では、2017年2月16日、毎年恒例のライブ実務研修の実施を予定しています。今回のテーマは、訴訟手続における裁判所と代理人との認識のズレについてです。最近は「不意打ちを受けた」という話はあまり聞かれなくなりました。これは争点整理手続が一定の成果を上げている証拠なのかもしれません。

しかしながら、たとえ裁判の結果が想定内のものであったとしても、争われた複数の争点のうちどの論点で決着がつきそうかという予想がはずれたという経験はいまだにあるようです。判決理由を読んで「そこ！」ですか？と感することは確かにあります。

手続の大詰めの段階で和解による解決を図るために心証の開示がなされることはしばしば経験するも

のですが、他方、争点を整理するためになされる暫定的な心証開示については、うまく代理人弁護士に伝わっていないことが多いようです。その原因は裁判官の發言が婉曲に過ぎるからでしょうか。もし、そうだとすれば、なぜ婉曲的になってしまうのでしょうか。訴訟代理人が和解解決の時期を調整しようとして(和解成立に適した時期はもっと先だとして)早期の心証開示に対して反発を感じるからでしょうか。それは和解のための心証開示と争点整理のための心証開示の区別について誤解が生じてしまっているからでしょうか。

そのような問題意識などをもちろん、本年6月30日、当委員会は元裁判官の加藤新太郎氏(現中央大学大学院法務研究科教授・弁護士)をお招きし

「弁論準備手続の理想と現実」と題してインフォームド・シチュエーション(裁判所も代理人も情報を共有し認識を共通にしている状況)の形成などについてご講演いただきました。弁論準備手続を裁判官や訴訟代理人、当事者との間の情報の歪みを是正するプロセスと位置づけ、インフォームド・シチュエーションの形成は可能か、争点中心審理・弁論準備に対する評価、コミュニケーション・弁論準備のあり方、控訴審からみた問題事例、心証開示のあり方等について、お話を伺いました。

これらの情報もライブ実務研修の際に会員の皆様へ還元していきます。ぜひライブ実務研修へのご出席・ご聴講のほど、よろしくお願ひいたします。

最高裁民事局との協議(フリートーキング)

副委員長
戸副 勇

当委員会では、約3ヶ月毎に、最高裁判所事務総局民事局と、民事裁判に関する協議を行っています。民事局からは局長、第一課長、第二課長を含め、合計で6名から7名程度の参加を頂いています。当委員会からは、委員長、副委員長を含め、15名程度の委員が参加しています。民事局、当委員会がそれぞれ準備をした上で、毎回2時間程度充実した情報交換と、意見交換が行われます。

裁判所と弁護士会との協議は、全国各地で、地方裁判所と各弁護士会との間で行われています。民事局と当委員会との協議を、全国各地の協議と比較すると、民事裁判のより良い運用を目指すという根本

的な点では共通する一方、より大局的な観点も意識するところに特徴があり、その表れの一つとして、民事裁判に関する各種統計を活用しています。

前年度からは、阿多委員長の発案で、当委員会側の参加者を、全国各地からより幅広く募ることに留意しています。これは、全国各地の問題意識をより広く共有するという意味と、民事局と当委員会との協議で得られるより大局的な問題意識を全国各地の現場に広めるという意味において、効果的な取組みです。

筆者の個人的な認識かもしれませんのが、紛争解決コストの大きさは、関係当事者の信頼関係の強さに

反比例します。そのため、民事裁判をより効果的な紛争解決手続とするには、裁判所と弁護士との信頼関係をより強くするべきであり、そのためには、裁判所と弁護士との間のコミュニケーションが重要な意味を持ちます。①民事裁判の現場では、口頭の議論が行われ、②全国各地では、地方裁判所と各弁護士会との協議が行われ、そして、③民事局と当委員会が協議を行っています。このように様々な形で、裁判所と弁護士の議論ないし協議が行われることは、民事裁判の効果的な運用にとって有益であり、その一翼を担う民事局との協議は、当委員会の重要な活動となっています。